

天領

Vol. 59
2016/3

CONTENTS

● 新春経済講演会を開催・マイナンバーセミナーを開催	1
● 平成27年度の主な事業・新入会員紹介	2
● 平成27年度 石見大田税務署長納税表彰式	3
● 税を考える週間行事 2015 ミニ税金フォーラム	4
● 納税証明書のオンライン請求・ダイレクト納付	5
● 消費税及び地方消費税の納税は期限内に	6
● 大田市の企業訪問 “日本シリカ工業 株式会社”	8
● e-Taxと法人会をPR -女性部会-	11
● マイナンバー（個人番号）を正しく取り扱っていますか	12
● 大田市の施設紹介 “公益財団法人 シルバーランド振興事業団 仁摩サンドミュージアム”	14
● 第61回 法人会チャリティーコンペ	16
● 青年部だより 第29回 法人会 全国青年の集い 茨城大会	17
● 石見銀山を彩った人々～宮 太柱～	18
● 「広島大田会」開催される・「近畿大田市人会」開催される	24
● 第4回 大田市子ども神楽大会	25
● 消費税法改正のお知らせ	26
● 消費課税 軽減税率制度の創設	28
● オペラ 石見銀山	31
● 大同生命保険株式会社	32
● アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）	34
● AIU損害保険株式会社	35
● 税のこぼれ話～運動会について～	36
● 編集後記	36

■ 全国でも珍しい「鳴砂」の浜

仁摩町の海岸に約1.6kmに渡って続く砂浜で、「日本の渚100選」に選ばれています。砂は丸みを帯びた石英が多く含まれており、踏んで歩くと「キュッキュッ」と音がします。琴ヶ浜海岸は日本有数の鳴砂海岸として注目されています。

日本銀行 松江支店長を迎えて 「新春経済講演会」を開催



去る、1月25日（月）、大田町の会館「仁万屋」において、日本銀行松江支店長 三輪信司氏をお招きし、当法人会恒例の「新春経済講演会」を開催しました。

講演のテーマは「海外・国内における経済環境の変化と山陰での取り組みへの期待 ～子世代、孫世代のために～」と題してお話いただきました。

昨今の金融政策の概要と効果、世界経済の今後の見通しや山陰地区の人口構造の変化等に伴う経済の動向などをわかりやすく説明されました。ま

た、山陰地域の観光資源を活用した観光振興が、地域にもたらす経済的なメリットなどにも触れられ、いくつかの提案も示されました。

会場には60名余りが集い熱心に聴講していました。

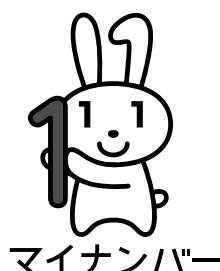


マイナンバーセミナーを開催

「マイナンバーセミナー」を平成27年10月26日（月）大田商工会議所において開催し、企業の総務・人事担当者を中心に90人余りが聴講しました。

講師に石見大田税務署 惣田統括国税調査官を迎え、マイナンバー制度の概要を中心に、個人番号収集にあたっての留意事項など、2時間にわたって詳細に説明がありました。

惣田統括は説明の中で「マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律で定められた目的以外には提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。事業者の皆様は、マイナンバーを取り扱う際には、1. 取得・利用・提供 2. 保管・廃棄 3. 委託 4. 安全管理装置の4つのルールを厳守してください」と呼びかけました。



■ 平成27年度の主な事業

【税に関する事業】	
● 税制改正研修会	・ 6月24日（大田商工会議所／参加者57名）
● 税金フォーラム	・ 11月12日（西部会場：のがわや旅館／参加者28名） ・ 11月17日（東部会場：水明館／参加者20名）
【租税教育事業】	
● 租税教室	・ 1月22日（静間小学校／児童17名／講師2名） ・ 1月28日（北三瓶小学校／児童5名／講師1名）
● 絵はがきコンクールの協力	・ 応募作品総数249点
● 税を考える週間PR活動	・ 11月16日、PRチラシ・グッズを市内3カ所にて市民へ配布（女性部会員他）
【税の広報事業】	
● 会報「天領」の発行	・ 市内各まちづくりセンターや各関係機関などに無料配布。
● 国税電子申告納税システム（e-Tax）の普及	・ ケーブルテレビ「石見銀山テレビ放送」にて45秒CMを放映。
【地域社会貢献事業】	
● こども神楽大会	・ 12月13日、島根県立男女共同参画センターにて、石見銀山神楽連盟の協力を得て、市内外より7社中の参加により開催。
【経営支援活動】	
● マイナンバーセミナー	・ 10月26日、大田商工会議所にて石見大田税務署、惣田統括国税調査官を講師として開催。
● 新春経済講演会	・ 1月25日、会館仁万屋にて日本銀行三和松江支店長を講師として開催。

■ 新入会員紹介

（順不同）

法人名	住所	法人名	住所
(株)山崎工務店	大田市大田町	(有)恒松建材	大田市長久町
(有)マニワ設備	大田市久手町	セーフティーネット(株)大田支店	大田市大田町
西日本通信工事(株)	大田市大田町	(有)さひめランドリー	大田市久手町
(株)一畑百貨店	大田市大田町	社会福祉法人 吾郷会	大田市鳥井町
社会福祉法人 亀の子	大田市長久町	(有)山本塗装	大田市川合町
(株)山根住設	大田市仁摩町	大田トラック事業協同組合	大田市久手町
(株)さんべ開発公社	大田市三瓶町		

平成27年度

石見大田税務署長納税表彰式

(公社)石見大田法人会 原 信行氏に石見大田税務署長表彰

福田弘吉氏に石見大田税務署長感謝状

■ 石見大田税務署長表彰



(公社)石見大田法人会
理事 原 信行氏

■ 石見大田税務署長感謝状



(公社)石見大田法人会
監事 福田弘吉氏

石見大田税務署の平成27年度納税表彰式が「税を考える週間」の、11月11日に大田商工会議所において挙行されました。

表彰式では、鳥根県西部県民センター県央事務所長をはじめ、各税務団体代表の方々のご臨席のもと、永年にわたって申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった個人に嶋石見大田税務署長から表彰状及び感謝状が贈呈されました。

石見大田税務署長表彰は、(公社)石見大田法人会の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった、理事の原 信行氏に贈呈されました。

石見大田税務署長感謝状は、(公社)石見大田法人会の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった、監事の福田弘吉氏に贈呈されました。

嶋署長は式辞の中で、「受賞者の方の御尽力に対し感謝申し上げ、その御努力と熱意に敬意を表する次第です。」と述べ、更なる税務行政への理解と支援を求められました。

ご来賓の祝辞の後、受賞者を代表して原 信行氏が謝辞を述べ、表彰式を終えました。

栄えある受彰をお祝いするとともに、今後ますますの御活躍、御健康をお祈り申し上げます。

2015 ミニ税金フォーラム



当会の「税を考える週間」事業として、本年も2地区においてミニ税金フォーラムが開催されました。参加者には、クイズ形式により、税知識を楽しみながら深めていただきました。

両地区とも主催者より挨拶、来賓紹介の後、石見大田税務署の嶋署長に挨拶をしていただきました。

税金クイズは、3択の勝ち抜き戦で行われ、第1問は全員正解でしたが、徐々に問題が難しくなり、最後は正解数の多い人での決勝戦を行いました。

問題は、国の財政問題や消費税、関税等幅広く出題され、平成28年1月より施行されるマイナンバー制度など最新事項を盛り込んだ問題も出されました。

両会場とも正解率が高く、優勝者が決まるまで大接戦となりました。終始和やかな雰囲気の中で、参加者同士の懇親も深まりました。

また税務署より税制改正のお知らせ、各種保険制度について大型保障制度の説明が大同生命より、ガン保険制度の説明がアメリカンファミリーよりありました。

各会場の優勝者は以下のとおりです。受賞された皆様おめでとうございます。お忙しい中参加していただいた方、ありがとうございました。

西部地区会場

日付 2015年11月12日 場所 温泉津町のがわや旅館

優勝	(有)本國船舶工業所	本國利幸 さん
準優勝	(有)小川商店	小川朱美 さん
3位	(株)山陰合同銀行 温泉津支店	松本裕文 さん

東部地区会場

日付 2015年11月17日 場所 波根町 水明館

優勝	島根中央信用金庫	石原元樹 さん
準優勝	(有)石東林業商会	松井修吾 さん
3位	島根中央マルヅ(株)	山田良子 さん

納税証明書のオンライン請求が便利になりました。

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求は、電子証明書やICカードリーダーが不要です。

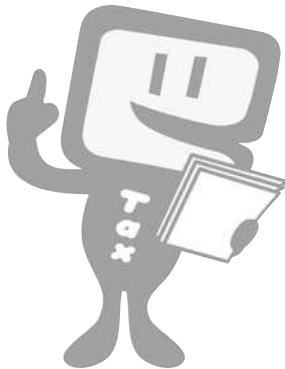
納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。

- ①自宅等のパソコンで作成 ②オンライン請求 ③税務署窓口で本人確認 ④取得



詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

ダイレクト納付ならこんなに便利です。



- ①自宅やオフィスなどから納付が可能。
- ②インターネットバンキングの契約が不要。
- ③期日を指定して納付することが可能。
- ④税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。

ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出をした預貯金口座から振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付方法です。

詳しい情報は e-Tax ホームページへ

イータックス で **検索**

詳しくは石見大田税務署まで 電話 0854-82-0980 (音声ガイダンスの後に2番を押してください。)

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成26年の課税売上高が、1,000万円を超えていれば、平成28年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入率	売上に対する 納税額の目安率	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 課税 売上高	各月 売上高
みなし仕入率	90%	0.8%	1,000	84	1,500	125	2,000	167	2,500	209	3,000	250
売上に対する 納税額の目安率	80%	1.6%	8	0.7	12	1.0	16	1.4	20	1.7	24	2.0
年間課税 売上高	80%	1.6%	8	0.7	12	1.0	16	1.4	20	1.7	24	2.0
各月 売上高	80%	1.6%	8	0.7	12	1.0	16	1.4	20	1.7	24	2.0
年間 課税 売上高	70%	2.4%	1,000	84	1,500	125	2,000	167	2,500	209	3,000	250
各月 売上高	70%	2.4%	8	0.7	12	1.0	16	1.4	20	1.7	24	2.0
年間 課税 売上高	60%	3.2%	1,000	84	1,500	125	2,000	167	2,500	209	3,000	250
各月 売上高	60%	3.2%	8	0.7	12	1.0	16	1.4	20	1.7	24	2.0
年間 課税 売上高	50%	4.0%	1,000	84	1,500	125	2,000	167	2,500	209	3,000	250
各月 売上高	50%	4.0%	8	0.7	12	1.0	16	1.4	20	1.7	24	2.0
年間 課税 売上高	40%	4.8%	1,000	84	1,500	125	2,000	167	2,500	209	3,000	250
各月 売上高	40%	4.8%	8	0.7	12	1.0	16	1.4	20	1.7	24	2.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。
 ※経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。
 (注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

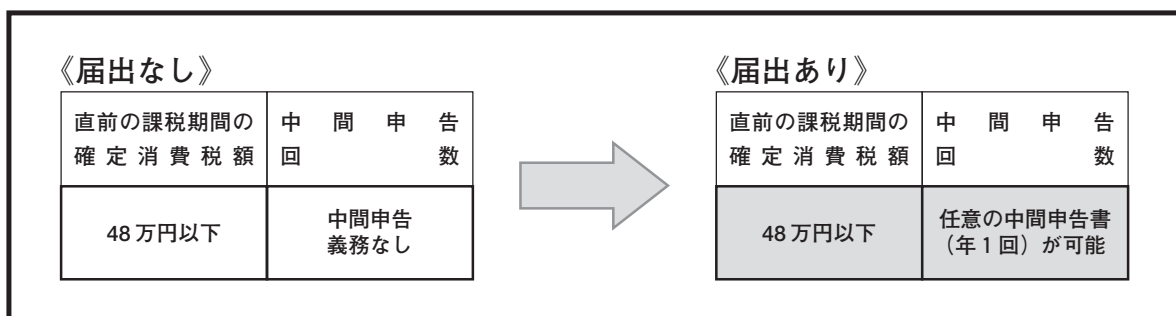
(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度がご利用いただけます！

任意の中間申告制度とは、年に1回の確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる制度です。

● 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。この制度をご利用される場合には、自主的に中間申告書を提出しようとする6月中間申告対象期間の末日までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」をご提出ください。



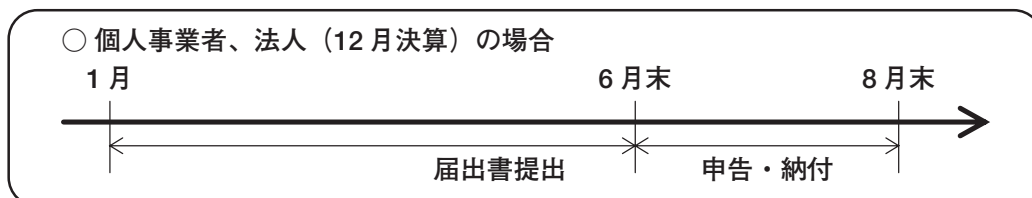
「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

届出書を提出した場合は

1 中間申告と納付について

6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付してください。

※ 申告後、期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。



2 中間申告を行わなかった場合には

中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

詳しくは所轄の税務署（管理運営担当）へお問い合わせください。

地域の資源を生かして

日本シリカ工業株式会社



会社概要

会社名 日本シリカ工業株式会社
所在地 大田市温泉津町福光口150番地
設立 昭和42年11月1日
生産開始 昭和45年5月
資本金 3,000万円
代表取締役 薬師 由朗
株主 日本板硝子株式会社 他
営業品目 ガラス原料用珪砂他各種珪砂
用途 ガラス原料・鋳物・ARC・建材
精練・ゴルフ場 他
販売先 日本板硝子(株)・(株)トウチュウ
旭化成建材(株)・(株)トクシン
山川産業(株)・(株)ツチヨシアクティ
(株)ツチヨシ産業・住友金属鉱山(株)
JX日鉱日石プロキュアメント(株)
(株)豊運 他

設備概要

工場敷地 18,000㎡
建物 2,000㎡
機械設備 水洗分級装置
粉砕装置
磁選装置
ブレンド装置
排水処理装置
フィルタープレス
試験分析装置

生産概要

月産 10000トン
板ガラス用 60%
鋳物用 40%



水洗工場

原砂を水洗及び分級し、水洗珪砂を製造します



新水洗工場

磁力選鉱装置を使用して、珪砂を脱鉄します

温泉津町井田荻村の砂は昔からありましたが、珪砂として世に出ることとなったきっかけは、昭和36年、東海鑄材（現、トウチュウ）の鉦山技師（俗に山師ともいう）によって発見されたことによります。

昭和39年から東海鑄材温泉津鉦山が開発に着手し、採掘がはじまりました。以来温泉津珪砂として出荷され、50年間の間に1,100万トン以上の珪砂が採掘されてきました。

当初、珪砂の用途は鑄物材料用、ガラス磨用などでしたが、その良質な品質から、瓶ガラス原料用としても使用され、さらに日本板硝子(株)などの

出資により日本シリカ工業(株)が設立され、新精製方法による板ガラス原料用珪砂の生産が開始されるなど用途が広がっていきました。

日本シリカ工業(株)で精製されたガラス用珪砂は、温泉津港から船で日本板硝子舞鶴工場に出荷され、自動車用ガラス、液晶ガラス用の原料珪砂として使用されています。

皆さんの車のガラスを見てください。「NSG」という白いプリントがあれば、温泉津珪砂が使用されています。また、液晶ガラスは携帯電話、スマホにも使用されています。

NSGは世界1を誇る大手ガラスメーカー、日本板硝子(株)（Nippon-Sheet-Glass）の略です。



蛍光X線分析装置

珪砂の成分を分析する装置です



粒度分析装置

珪砂の粒度分布を測定する装置です



大田市温泉津町が日本屈指のガラス原料珪砂の産地であることはあまり知られていません。

トウチュウ温泉津鉱山から算出される珪砂は、石英（ SiO_2 ）の含有量、品質の安定性等、国内珪砂の一大産地となっています。

今は、日本シリカ工業とトウチュウが温泉津の地でお互いに協力し合って事業が成立しています。現在、原料の砂はトウチュウが供給し、それを日本シリカ工業で、それぞれの用途に適合するように精製し出荷されています。



珪砂は海外からも輸入されていますが、十分に品質管理された国内珪砂の需要が高まり、貴重な国内地下資源として注目されています。



e-Taxと法人会をPR



配布したPRチラシとキッチンセット

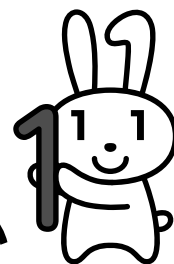
「税を考える週間」がスタートした11月16日、女性部会は長久町ロックタウンの「イオン」、「みしまや大田長久店」、温泉津町「小川商店」の3カ所でe-Taxと法人会をPRするチラシとキッチンセットを配布しました。

当日は、女性部会員のほか、嶋石見大田税務署長、税務署職員、法人会事業委員の協力を得て、市民の皆様にごe-Taxの普及推進と法人会への理解を深めていただくことを目的として行いました。

事業者の皆さん

マイナンバー(個人番号)を

正しく取り扱っていますか



愛称：マイナちゃん



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・マイナンバーを取り扱う際には、4つのルールを守りましょう！

取得・利用・提供 のルール



- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

保管・廃棄 のルール



- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

委託 のルール



- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

安全管理措置 のルール



- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」



取得にあたっては

- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。
 - ① マイナンバーが間違っていないかの確認
⇒ マイナンバーが書いてある「通知カード」や「個人番号カード」で確認
 - ② 身元の確認
⇒ 顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認
- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。
- ・マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には...

1. 事業者において講ずることが望まれる措置

- (1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表

※ マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

2. 個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

① 個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告するよう努めてください。

※ 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

② 個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。

(所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。)

特定個人情報の安全の確保に係る「重大な事態」が生じたときに、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

「重大な事態」とは…

1. 漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
2. 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
3. 不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態等

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト (<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>) をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 へ

※ 平日9時30分～22時 土日祝日9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405(有料)におかけください。

※ 個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、個人番号カードコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-783-578(有料)でも対応しています。

マイナンバーに関する最新情報(ウェブサイト)

- ・マイナンバー制度.....内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・税分野での取扱い.....国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- ・社会保障分野での取扱い.....厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・マイナンバーガイドライン.....個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/index.html>



何を求めて、人はやってくるのか

～仁摩サンドミュージアムの窓から見たこと～

公益財団法人シルバーランド振興事業団 仁摩サンドミュージアム 事務局長 大畑 修一

若者は、何を求めてやってくるのか

仁摩サンドミュージアムにやってくる年代層は、断然と言ってよいほど、若者が多い。しかも、県外からの若者達（友人同士・カップル）がほとんどです。

昨年9月には、ギネスワールドレコードに世界一の1年計砂時計として登録されたという新聞・テレビ各社の報道があったこともあり、老若男女を問わず多くの来館者がありました。

しかし一方、話題性への関心やモノ珍しさという動機とは明らかに違いリピーターとしてはるばる遠方からやってくる若者も多く、その動機にはまた別な理由が存在するように思っています。



秋の夕暮れの仁摩サンドミュージアム

大田市の人気スポット第1位は、琴ヶ浜

先日、市観光振興課が実施した“印象に残った市内観光スポット”の人気投票結果が山陰中央新報（2016.2.6）に掲載されました。約1万人余りの県外の皆さんが投票し、その10.6%の人が、琴ヶ浜を挙げておられたことに正直驚きました。



一年計砂時計「砂暦（すなごよみ）」

ちなみに当サンドミュージアムは3.9%という結果でした。

この結果に一喜一憂するつもりはありませんが、平成24年、歌手の加藤登紀子さんがコンサートのために当館を訪れた時、A理事が琴ヶ浜に連れて行ってあげると、まるで時の過ぎ去ることを忘れたかのように砂浜に佇んでおられたとのお話を思い出しました。

この琴ヶ浜を印象に残る観光スポットとして挙げた多数の皆さん、そして、加藤登紀子さん、リピーターの若者達を惹きつけてやまないものに、ある種の共通性を感じています。



ガラス工芸体験 クリアキャンドルづくり



ガラス工芸体験 サンドプラスト親子三世代で完成

本物を提供する

では、いったいその共通性とは何かと問われれば、当館のアンケートに、ある人が記した“癒^{いや}される”ということかもしれないと思っています。

驚いた、感動した、きれいだった、美味しかった、楽しかった、それら全てが観光客の求めている旅の醍醐味に違いありません。しかし、旅を通して、それら全てが人の根底にある“癒される”という心身の充足につながらなければ一過性のものに終わってしまうでしょう。

それは、ウワベや流行に惑わされず、嘘偽りのないこの土地から生まれた本物を提供するということでしか叶わないことに思えます。

その土地だけが生みだすことができる自然、文化、歴史、生活の産物・空間こそが、本物としてこの地を訪れた人の癒しにつながると思います。

そして同時に、この土地に暮らす皆さんに、来訪者の喜びや癒しはといった何であったのかを、きちんと伝えなければならないと思っています。

開館25周年記念行事に向けて

平成3年3月3日に開館した仁摩サンドミュージアムは、今年度で25周年を迎えます。

本年10月12日（水）13:00～仁摩農村環境改善センターにて、記念行事を開催する予定です。

記念行事については、式典の後、琴ヶ浜を自ら

歩き、歌『砂の音色 時のしらべ』を作詞・作曲されたシンガーソングライター奈都子さんのリサイタル、そして、仁摩サンドミュージアムの設計者であり、当地出身の建築家 高松 伸氏をお迎えして講演並びに企画展を開催します。

奈都子さんには、この土地を訪れてみて思ったことや感じたことを歌に、高松さんには、この土地から巣立ち、改めてこの土地を外から見たときの感慨や想いを語ってくれることを、それぞれお二人に期待しているところです。

当日、市内外を問わず多くの皆様のご来場を心からお待ちしています。

人・地域のために何ができるのか

当館は、大田市から指定管理を受託している公益財団法人シルバーランド振興事業団によって管理・運営されています。

当館の事業は、大別すると公益目的事業と収益事業の2本の柱から成っています。そして、最もメインとなる公益目的事業では、四季を通した企画展、琴ヶ浜清掃活動、鳴り砂保護のためのコンサートを、隣接の「ふれあい交流館」ではガラス工芸体験教室を実施しています。

開館当初より、「砂」「時」「環境」を一貫したテーマとして掲げ、市の有する貴重な資源「鳴り砂」を核とした砂の調査・研究、地域間交流、産業振興を行い、地域文化の創造や地域社会の文化的・経済的振興に寄与することを目的に、これからも邁進するつもりでいます。



平成27年度 琴ヶ浜清掃活動

第61回 法人会チャリティーコンペ



第61回会員親睦チャリティーゴルフコンペが、11月7日（土）、大社カントリークラブに於て参加者24名で賑やかに開催されました。

参加者が若干少なく、ほとんどの人に何らかの賞が当たるといふ事で、張り切ってプレーされていました。

当日は、朝から快晴、汗ばむような天気ですコアを天気のせいに出来ない状況でしたが、その様な条件の中で、珍プレー、好プレー、ナイスショット、など楽しい1日でした。

中でも的場会長などは、クラブを数本抱えてほとんど歩いて回られたと伺い、健脚ぶりに驚かされました。



優勝の喜び

大邑鉄筋工業(有) 宮本一成

法人会チャリティーコンペは、2回目の参加ではありましたがハンディもたくさん頂き、また初参加の方が多く、運もよかったと思いますが優勝することができました。自分にとってこのコンペはたいへん思い出深いものがあります。前は初めての参加ということで準優勝という成績とまたゴルフを始めて半年、100切を目標に頑張っていたのですが、このコンペで初めての100切を達成することができゴルフの楽しさを教えて頂くことができました。また、友人にも法人会のコンペの賞品はたいへん豪華だと聞いておりましたが、言われた通りたいへん豪華なステーキ肉を頂き、感動いたしました。これからも出来る限り参加をさせていただき、常に優勝目指してがんばっていきたいと思います。と言いますか、次回はハンディも減り、優勝することも難しいと思いますので、豪華賞品獲得に向け、頑張りたいと思います。最後に、法人会チャリティーゴルフコンペが、これからも盛況に続きますことを祈念しまして優勝のコメントとさせていただきます。ありがとうございました。



表彰式

競技終了後、クラブハウス二階に於て懇親会が開かれ、当日の成績を見せ合い満足やら反省やらと、楽しい談笑の内での成績発表、表彰式が始まりました。

優勝	宮本 一成	大邑鉄筋工業(有)
準優勝	高橋 翔吾	帝人コードレ(株)
三位	田平 篤	田平労務管理事務所
四位	中村 雅之	(有)丸貴商店
五位	田平 康夫	三井金属資源開発(株)
BG	田平 康夫	三井金属資源開発(株)
BB	馬場 聡	三井金属資源開発(株)

その他、飛び賞、DC賞、DT賞、NP賞など沢山の賞品と共に、参加者全員に参加賞として恒例の手打ちそばも渡され、和やかな雰囲気の内を終了いたしました。

第29回 法人会 全国青年の集い 茨城大会

漫遊いばらき ～常世の国 魁の地にて 感性を研げ～

第29回法人会全国青年の集い茨城大会が「漫遊いばらき ～常世の国 魁の地にて 感性を研げ～」の大会スローガンのもと、茨城県水戸市に於いて平成27年11月19・20の両日、茨城県立文化センターなどで行われ、本大会に林会長・波多野理事・山崎理事の3名で参加しました。

1日目の19日は全国租税教育活動のプレゼンテーションが行われました。

全国の法人会各単位会で開催されている租税教室は、地元の園児、小学生、中学生、高校生を対象に開催されています。当法人会も租税教室を地元小学校で開催し毎年恒例の事業として定着する活動となっています。

毎年全国大会で行われる、～租税教室活動プレゼンテーション～では各地の素晴らしい取り組みを聞き、優秀な取り組みに各法人会青年部部長が投票し優秀賞を決める事業です。今年是全国11の単位会がエントリーし、今年の優秀賞は広島局連広島南法人会青年部の「アクティブ・ラーニングを活用した租税教室“ラップだ税！”」が獲得し、中国局連は4年連続での優秀賞受賞の快挙となりました。

バラエティーにとんだ租税教室を拝見し、今後の取組に大変参考になる機会となりました。

翌日20日は、部会長サミットへ参加しました。今年のテーマは「青年部活動充実のために部会員増強」～さらなる活動に必要な多くの仲間、部会員の拡大と定着～をテーマに約300名近い各単位会部会長が出席しワークショップが開催されました。



新入部会員を増やす必要性や、その意義を問い直し、議論を通じて、各単位会の部会長の意識醸成や今後の活動に繋がる気づきを学ぶ場となりました。各単位会の活動や運営方法が各単位会でそれぞれ違うことに驚くとともに、様々な取り組みを知ることで、地元地域での活動に活かす気概となりました。

部会長サミット終了後、大会式典が行われました。記念講演は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）名誉教授 的川 泰宣氏をお招きし、「いのちの絆を宇宙に求めて」と題しご講演されました。映画にもなったはやぶさプロジェクトの中心的人物で、その当時、はやぶさが帰還するまでの苦労や貴重な体験を面白おかしく分かりやすくお話されました。

「真のチームワークは高いミッションの共有から生まれる」の理念が心にとても響きました。リーダーの素質やそのリーダーのフォローアップに対しフォロワーはどう協力すればよいかの視点からチームワークがミッション達成のために不可欠な要素であると講演会で説いておられました。

来年度は9月9日から旭川にて「全法連第30回法人会青年の集い北海道大会」が行われます。

石見銀山を彩った人々

宮 太柱

～ 鉱山病対策に取り組み 人々を救った幕末の医師～

石見銀山ガイドの会
和上 豊子

初めにひとつ、クイズを

江戸時代の終わりごろ、当時の代官の要請で石見銀山の鉱山病対策に取り組んだ医師・宮太柱。

彼が奨励したのは何だった？

- ① 日光浴
- ② 相撲
- ③ 梅マスク

…正解は文中にあり

銀山の隆盛と衰退のなかで

毎年2月から3月にかけて石見銀山を観光で訪れるお客様から「ここは梅の木が多いですね」とよく声をかけられる。銀山公園に降り立つとまず紅梅・白梅がお出迎え。そして、間歩へ向かって歩けば道すがら、梅・梅。町中の庭木も梅・梅。

なぜこんなに梅の木が多いのだろう。

そこには、幕末の時代に石見銀山に深く関わった一人の人物、医師・宮太柱の存在がある。



『陣屋紅梅』の名で親しまれる大森代官所跡の梅

宮太柱について語る前にざっと石見銀山の栄枯盛衰の歴史を振り返ってみよう。

博多の商人神谷寿禎が石見銀山を発見・開発したのが1526（大永6）年のこと。1533（天文2）年には銀鉱石の優れた精錬法である灰吹法が伝わり、石見銀山の名が世界に知れ渡った。

多くの武将たちが銀を求めて領地争いを繰り返したが、ついに1600（慶長5）年9月15日の関ヶ原の戦いに勝利した徳川氏のものとなった。

「銀山旧記」によれば、釜屋間歩を開発した安原伝兵衛は1602（慶長7）年、3600貫（約13.5t）の銀を1年分の税として徳川幕府に納めたといわれる。その功により家康に招かれ京都・伏見城にて謁見。辻ヶ花染丁子紋胴服（国の重要文化財）を拝領したという。

そして、「土稼の人数二十万人、一日米穀を費やすこと千五百石余、車馬の往来昼夜を分かたず。家は家の上に建て、軒の下に軒をつらね」（「銀山旧記」より）と言われる程、江戸時代初期、石見銀山は未曾有の繁栄を誇ったのである。

しかしその銀山も、やがて衰退の道を辿る。

記録によれば、1624（寛永元）年には1200貫（4500kg）の銀を税として上納していたのが、幕末の1843（天保14）年には、全生産高がわずか45貫（169kg）にまで落ち込んだ。

1846（弘化3）年にいたっては、灰吹銀にして30～40貫目（約112～150kg）まで減った。

石見銀山に着任した第52代代官・森八左衛門が1846（弘化3）年に幕府に提出した報告書、「森八左衛門支配中御好ニ付御手元江書上候書類控」にはこうある。

「下品の鏈（くさり）故吹入用雑費のみ相懸り、灰吹銀出方は少なくお買上代銀請取候儀少分のこと故、銀吹共追々難渋仕り潰れに及び申し候」

（「追々銀吹並掘子退転の訳」より）

つまり、銀の含有率が低い鏈なので経費ばかりかかる一方、灰吹銀の取れ高が少なく収入も減ってしまった、そのため銀を掘る者も精錬する者も続々と廃業してしまう、というのである。

銀吹師	享保年間 (1716~1735)	17人
	文化年間 (1804~1818)	8人
	弘化2年 (1845) 年	4人
掘子	享保年間 (1716~1735)	250人
	弘化2年 (1845) 年	170人

(内藤正中「石見銀山の鉱山病対策 —— 宮太柱の『済生卑言』』『日本海地域史研究』9より)

この状況を裏付ける文献は他にもある。1846(弘化3)年にとある山師が森代官に提出した報告書によれば

「山相衰へ年々灰吹銀五、六拾貫目の出方にて、百貫目以上出方の年は御座無く候」

—— 鉱脈が衰え、灰吹銀は年50~60貫目(187~225kg)しか産出されない。100貫目(375kg)以上も産出される年などない ——

初期は仙ノ山の露頭掘りだけでも豊かな銀が産出されていたのに、坑道を地下へ地下へと掘り下げねばならなくなった。地下深くなるほどに、銀の品質も産出量も落ち込む。その一方で坑道が崩れたり、石が落ちたりするので修復もしなければならぬ。いわば“坑道の経営者”である山師としては大変な経営難であったろう。

銀山に生きた人々の仕事ぶり

そうした厳しい現実のもと、銀山の現場で働く人々の仕事ぶりはどのようなものだったか。

坑内では多くの人が働いていたが、それぞれ役割分担がなされていた。大きく分けて

- * 銀掘 (かなほり=坑道や鉱石を掘る作業を担う者・掘子とも呼ばれた)
- * 入手 (いりて=鍬(くさり)や不要な石を吠(だつ)に入れる者)
- * 荷負 (におい=鉱石を坑外へ運び出す者)
- * 柄山負 (がらやまおい=不用な石を坑外に運び出す者。12歳前後の子ども)
- * 水汲 (みずくみ=坑内の水を桶に入れて外へ運び出す。或いは、スッポンドイで汲み上げて坑外へ出す)
- * 手子 (てご=坑内坑外の雑用を行う者。主として10歳前後の子ども)

鉱夫たちは、アリの巣のような狭い坑道を少しずつ掘り進んでいった。真っ暗な坑道の中で頼りになるのは螺灯(らとう)と呼ばれる灯りだけ。螺灯とはサザエの殻に油を注ぎ、イグサやヤエヤマブキなど草の芯を立てて灯したものだ。お世辞にも明るいとは言えない。しかし明治時代に入りカンデラが導入されるまで、ずっとこれが使われていたのである。



LEDライトを用いて再現された螺灯

地下深くなればなるほど多くなるのが湧き水。竹樋や木材で作った角樋を利用して排水した(このポンプ、当時は「スッポンドイ」と呼ばれたらしい。オランダ語のスポイドから採られた言葉だとも言われている)この水抜き作業には大変な労力を必要とした。鉱山の仕事とはまさに「水との戦い」でもあったのだ。

ちなみに龍源寺間歩の出口付近に、石見銀山絵巻が電照板で展示されており、当時の坑内の様子を知ることができる。

水抜きの苦勞が分かる史跡がある。

龍源寺間歩入口から中ほどの左手には深い穴があるのだが、これは江戸時代半ばから約百年かけ、水抜き用坑道として掘られたものだ。まず地下へ100m降りる。そこから山吹城の地下を通り、大国・柑子谷へ向かってなんと約1300mも伸びているのだ。明治から大正にかけて藤田組が「永久鉱山」として再開発した坑道だが、柑子谷へ行くとその出口跡らしき所に水抜き用トンネルが今も見受けられる。

鉱山病、そして医師・宮太柱の登場

坑道がどんどん地下深くなり、広がっていくにつれ、銀掘(かなほり)と呼ばれた労働者達は鉱山病に苦しめられた。石塵と灯りの油煙を多く吸

い込むせいで「けだえ・よろけ」という疾患にかかる者が多かった。「けだえ」とは現代で言う呼吸困難、「よろけ」は塵肺の一種で息切れの症状である。

川路聖謨の佐渡奉行在勤日記「島根のすさみ」には次のように書かれている。

「山中へ入り、穴へ入り、金銀を掘り出す鉱山大工という者は…略…七年の寿を保つ者なし。いずれも同病にて、咳をせき、煤の如きものを吐きて終に死ぬるものなり」

「山に入りて黄金穿つ者が四十を越えたるはなく、…煤の如き吐きて死する…朝夕に酒に身を洗めて、それが為に山気を強く受けて死す也」

「二十五才になる男は賀の祝いあり。金掘大工に三十を越え候者、稀なり」

—— 鉱山坑内で働いて7年続く者はいない、みな咳をし煤のようなものを吐いて最後は死に至る。採掘作業をする者が40歳以上の長生きは難しい。労働の厳しさをまぎらわすため朝夕に酒を飲み身体を壊す。男が25歳になると長寿の祝いをするのだ——

「25歳で長寿の祝い」とはなんとも驚くべき記述だが、医療技術の発達していない時代、劣悪な環境で働けばさもありなんと思われる。坑内作業者がおしなべて短命であったことは、佐渡など他の鉱山でも同じだった。

石見銀山第54代代官として着任した屋代増之助《在任1853（嘉永6）～1858（安政5）》は、鉱山に関わる人々の現状を知り、鉱山病を何とか防げないものかと考えた。

そこで、1855（安政2）年正月、屋代代官は、備後国上下町（現：広島県府中市上下町）の代官所に、笠岡（岡山県笠岡市）の学者であり医者でもある中村耕雲を呼び、鉱山病対策について相談した。

4月になり、石見銀山を訪れた耕雲が伴って来たのが、笠岡の若き医師、宮太柱誠之であった。

宮太柱は、1827（文政10）年、備中国後月郡与井村（現：岡山県井原市芳井町）で代々医者を勤めた池田家に生まれた。その後、母親の実家である備後国安那郡西中条村（現：広島県福山市神辺町）の宮家に養子に迎えられた。こちらもまた

代々医者の家柄であった。

太柱は長崎で蘭学を学んだとも言われているが、詳細は知られていない。

宮太柱の著作「済生卑言」には、このような内容が書かれている。現代文で要約してみよう。

「—— 我が家は代々医術をなりわいとしてきた。私もまた幼い頃から父の教えを受け、医業というものを知り、心を注いだ。父と数年研究をし、28歳の時に鉱山病対策を発明した。しかし皆の信用を得られずがっかりしていたところ、石州代官・屋代様に呼ばれた。安政3年8月から石見銀山の多くの坑道で鉱山病対策を施し、安政5年6月にすべて終わった。

対策に利用した器械は精巧で効き目は明らかだ。自分が志を遂げ、この済生＝生命を救済する＝という功績を少しばかり残すことができたのは、ひとえに屋代代官のおかげである——」

太柱は、中村耕雲と二人で坑道をたどって綿密な調査を行った。480余尋（約700m）の地底まで降りたという。

屋代代官から鉱山病防止対策を正式に依頼された太柱はいったん笠岡へ帰り、必要な薬草などの調達を耕雲に依頼してから、山本俊泰という弟子の医師を連れて、8月28日に大森へ着いた。

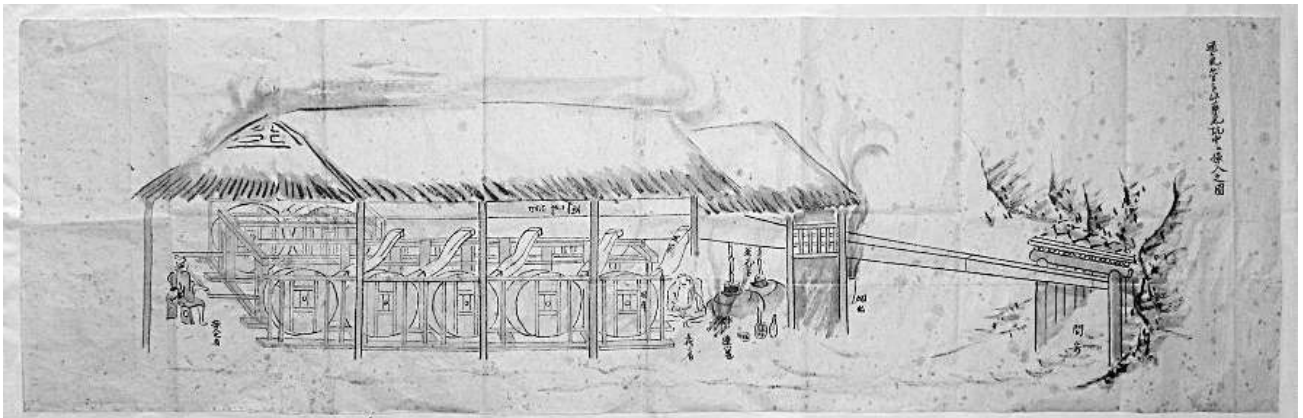
太柱は大森に着くと、再びみずから坑道に入って坑内の様子や患者の実態調査をした。そして、「粉塵と油煙が病の原因である」と特定し「坑内の空気の浄化策と健康対策」を考え、石見銀山の鉱山病対策に取り組み始めたのである。

代官所はこの対策に銀1貫336匁2分2厘の総予算を計上した。

この経費の調達に当たっては、地元の篤志家から計360両の寄付を受けたり、無明異（血止め薬）の在庫提供を受け売却して換金したなどの記録が残っている。

宮太柱が実現したさまざまな鉱山病対策

さていよいよ宮太柱が鉱山病対策を開始した。その対策とはどのようなものだったか、一つずつ挙げて説明しよう。



薬蒸管之図（模写）（石見銀山資料館所蔵）

（１）坑内の空気を浄化する

「唐箕」と言う農機具がある。風力を起こして穀物からもみ殻や藁くずなどを選別するための器具で、現代でも使っている農家がある。

太柱は、その唐箕を改良した。

5台ずつ連動させた唐箕10台を据え付けて風を起こし、その唐箕から長く伸ばした通気管で坑内の奥に新鮮な空気を送る。クスノキやミヤマカタバミ、イタドリ、酢などを蒸して、その蒸気も坑道の奥深くまで送り届けるように工夫した。

これにより、窒素や二酸化炭素などの有害成分が緩和され、坑内の空気が新鮮になった。また薬気が坑内に満ち溢れ、至る所で良い香りがしたともいう。現代でいうアロマセラピー効果である。唐箕の運転は、役夫2人が終日行ったとされる。

2008年2月24日付山陰中央新報の「石見銀山の営み」に、この唐箕に関連した記述がある。

「——『太中が論理的科学的に問題の解決を考え、懸命に患者の命を救おうとした姿にひかれる。理性と感性の両面で優れた人物』江津市にある済生会高砂病院の成田研一薬局長は高く評価する。また、成田薬局長は、太中が記した鉱山病対策の報告書『済生卑言』の研究を通じて、実際に薬蒸管の蒸気を再現したところ、『クスノキのショウノウ成分が中枢を刺激し、呼吸が活発になる』と効果を証明した——」

粉塵の中で、息苦しさに耐えながら働く銀掘たちは、この青草の香りではっと息ができたのではないだろうか。

（２）相撲を奨励する

「掘子たちは粉塵舞う暗い間歩の中で、一日中働いた後、家に帰れば飲んで食べて寝るだけ。これでは健康に良いはずがない」

そう考えた太柱は、「陽光浴」を奨励した。しかし、単に外で太陽にあたりなさいと命じただけでは掘子たちは実行しないだろう。どうしたらよいか——。

「そうだ、相撲だ！」

太柱はこう記している。

「この技ことによく体を運動し、筋肉を強健にし、且つ赤裸親しく陽光に灸するをもってなり」。

相撲で楽しみながら身体をほぐし筋肉を強くすること、そして屋外の良い空気を吸い日光浴をすることで心身の調子を高めるという効果を狙ったわけである。

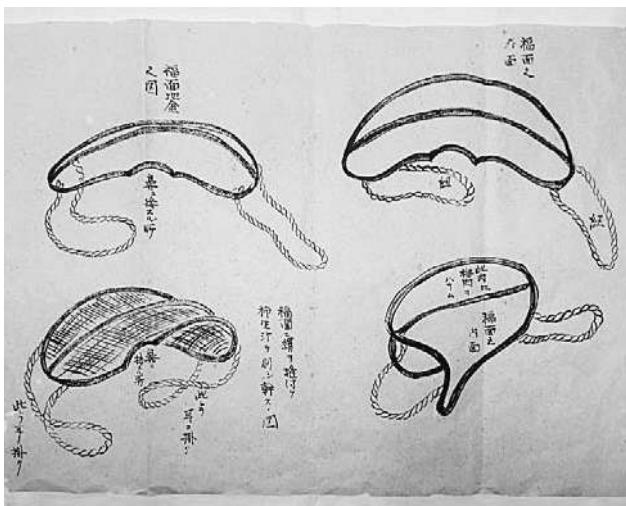
（３）福面～梅マスクの開発

今でいう「マスク」である。本来は覆面という文字を当てるが、覆という字は縁起が悪いので福という字を用いた。確かに、掘り子が少しでも長生きするようにと願って工夫したマスクには福の字がふさわしい。

太柱は、このマスクを使用する時は“必ず布と布の間に梅肉をはさむように”と指導した。

鉱山で働く人々が実際にこの梅マスクを使用してみると、細かい鉱石の粉、油煙などはマスクに付着する。そのため、口内には唾液があふれて乾燥せず、呼吸を妨げることもなかったと言う。

1857（安政4）年5月19日、大森代官所は、太柱に金20両、笠岡からつれてきた弟子の山本俊泰



宮太柱が考案した福面の図（石見銀山資料館所蔵）

に金500疋を褒美として与えた。

その後も太柱は、石見銀山で状況観察をしながら数々の提案を行って「済生卑言」に書き留めた。

そこには坑毒として8つ掲載されている。

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ① 窒素瓦斯 | ② 炭酸瓦斯 | ③ 水素瓦斯 |
| ④ 鉍毒 | ⑤ 砒毒 | ⑥ 石毒 |
| ⑦ 戴光不足 | ⑧ 撰生失度 | |

①～⑥への対策が唐箕による空気送風や福面となり、⑦と⑧への対策が日光浴と相撲奨励となったのだろう。

幕末の志士として — 太柱の晩年と死

太中はつごう3年間石見銀山に滞在し、鉍山病対策に努めたのち、1858（安政5）年6月、妻の龍が待つ郷里の笠岡へ帰った。

その後、太中は父の後を追ひ、妻を残して江戸へ出た。江戸では、大木主水と名乗り、医業の傍ら日本古来の道を説き、尊王攘夷の志士らと交流するようになった。

1864（元治元）年3月に水戸藩の藤田小四郎・武田耕雲齋ら尊王攘夷派が起こした筑波山挙兵と言われる乱が起こった際には、太柱は斬首となった耕雲齋の妻子や同志の遺児を引き取り、面倒をみたりしたという。

そして1868（慶応4）年1月、鳥羽伏見の戦いが起こり幕府軍と薩摩や長州など連合軍との争いがいよいよ激しくなった。太柱は同志らと京都へ向かい参戦したのである。

同年9月、明治に改元。

明治維新という新時代を迎え、政府中枢から新政策が次々と打ち出される中で、一つの事件が起こった。「横井小楠暗殺事件」熊本藩の武士で儒学者でもある横井小楠という武士を、明治の元勳・岩倉具視の推挙があって新政府が登用した。

「小楠が日本をキリスト教化しようとしている」として、太柱ら同志は横井小楠暗殺を計画。（実際には小楠はキリスト教が国内に入れば仏教徒の間で争いが起きると懸念していたという）

1869（明治2）年1月5日午後、参内の帰途を十津川郷士ら6人が襲撃し暗殺。

資金の調達や計画など首謀者の一人であった太柱は、事件実行犯の協力者として終身流刑が言い渡され、三宅島への流罪が決まった。1871（明治4）年11月13日、東京・永代橋の船着き場から出航した太柱の心中はいかばかりであったらうか。

11月20日、太柱は三宅島の伊ヶ谷村大船戸浜に到着した。当時、島では伝染病に多くの人々が苦しめられ、「医者が来る」というので待ち望んでいたという。

太柱はさっそく診断治療にあたったものの、疲労困憊した体で自分自身も病に倒れ、11月28日、この世を去った。

三宅島の流人請取帳には

終身 備中国 笠岡村医師 大木主水 午44歳
持ち物として
◎銭20貫文（役所から御手当在之）
◎裕1枚 ◎羽織2枚
◎綿入れ1枚 ◎眼鏡
◎骨柳1ツ（何か不明）◎硯（但筆墨添え）
◎紐 ◎硯（但し筆・墨添）
◎爪楊枝 ◎熊肝
◎紙入れ 煙草キセル並筒共 書類少々
◎楊枝 多葉粉 櫛

と記されている。太柱の墓はのちに流人墓地から共同墓地に改葬された。病氣治療に効くと言われ、今もお参りする人が絶えないという。

これとは別に、太柱の故郷である福山市神辺町にも墓がある。それは、墓石に何の文字も書かれ

ていない「白墓」である。苔むしてひっそりと佇む墓に手を合わせると、医師として生まれ、石見銀山で多くの命を助け、やがて維新の流れに身を



宮太柱＝大木主水の墓（東京・三宅島）

投じた医師にして志士・宮太柱の生きざまが切々と想われるのである。

〈参考文献〉

- ◎「銀山社会の解明」仲野義文著 清文堂
- ◎「島根のすさみ 佐渡奉行在勤日記」
川路聖謨著 平凡社
- ◎「白墓の声」栗谷川虹著 新人物往来社
- ◎「石見銀山異記 下」石村禎久著
石見銀山資料館
- ◎「笠岡市史 第2巻」笠岡市史編纂室
平成元年発行
- ◎「日本海地域史研究第9輯」特集 幕領(天領)
内藤正中著 文献出版

Column

石見銀山の“社会福祉制度”あれこれ

銀の産出量が減り衰退の一途をたどる江戸末期の石見銀山では、間歩（坑道）で働く労働者のためにさまざまな公的救済が行われていた。現代風に言えば“社会保険制度”と“福祉制度”などを合わせたようなものである。

その多くは米の支給によるものだった。

■ 勤弁～困窮者の生活保護

- ① 1836（天保7）年の凶荒時には、困窮者一人当たり丁銀400文、親子で600文が支給された。
- ② 1851（嘉永4）年には、銀山町の困窮者70人に米が一人一日2合、50日間支給された。
- ③ 1859（安政6）年には、極困窮者家内130人に米を一人一斗支給し、町内での暮らしが続けられるようにした。

■ はやり病に～医療支援

1862（文久2）年、麻疹が流行した折、当時病気に罹った者には

- ・ 銀掘53人に一人一日米5合
- ・ 柄山負 子どもと手子には3合

当時無事だった者には

- ・ 銀掘 47人に一人一日米2合5勺
- ・ 柄山負 子どもと手子には米1合5勺

それぞれ15日分を支給した。その上、働き手の妻子で患っている者があれば同様に支給した。

■ 養育米～子ども手当

労働者の家族であれば2歳～10歳までのすべての子どもに一人一日米3合の養育米が支給された。これ

は生活困難で男児が養子に出され他村に流出するのを防止するための措置だったと思われる。逆に他村から養子を貰った者に対しても褒美として実施された。

■ 銀掘御取囲～終身医療保険

鉱山病で働けなくなった者には、一日一人米2合5勺を一生涯給付する。家族に対しても同様に支給した。

■ ご勤弁味噌～食糧配給制度

ご勤弁味噌は、鉱山病を患った者に対して保養薬として配給された。「一人に大豆4升、糶2升、塩2升」これを山組頭が受け取り、味噌を作り、2月に患者に渡す決まりだった。

どうだろう、当時とすればなかなかきめ細かい制度のようにも思われる。ただし——これらの制度の背景には、銀山の働き手とその家族が領外に流出するのを阻止する意図が見てとれる。

今も昔も、人口減は難しい問題というわけだ。



ご勤弁味噌は調味料である前に滋養食でもあった



「広島大田会」開催される

1月23日（土）広島メルパルクにおいて広島在住の大田市出身者が集い「広島大田会」の総会が開催されました。

総会において会長に坂下法律事務所の弁護士坂下宗生氏が就任されました。

大田市からは竹腰創一市長、大田市議会松葉議

長をはじめ多くの市議会議員・職員の方々、商工会議所からは森田博久会頭をはじめ副会頭も参加され懇親会ではテーブルごとに、交流談義で盛り上がっていました。

最後に沼 静香さんの指揮により「ふるさと」を合唱して閉会致しました。

6月27日（土）ホテル大阪ベイタワーにおいて近畿地方在住の大田市出身者の集い「近畿大田市人会」の総会が開催されました。

大田市からは竹腰創一市長、大田市議会松葉議長

をはじめ多くの市議会議員・職員の方々、大田商工会議所からは内藤副会頭、銀の道商工会からは原会長が参加され、大田市の近況等報告がされました。懇親会では大江高山神楽が上演され喝采を浴びながら盛り上りを見せていました。ふるさとの特産品の即売もあり、受付ロービー付近では近藤夏子さんの「0854-8」の歌のDVDを流していま

した。会場舞台上では神楽の衣粧を羽織って記念撮影をしたり、テーブルごとに交流談義で盛り上がっていました。最後に田中公道氏の指揮により「ふるさと」を合唱して閉宴致しました。



「近畿大田市人会」開催される



去る12月13日（日）、大田市の「あすてらす大ホール」にて、「第4回大田市子ども神楽大会」を開催しました。

大会には大田市から5社中、市外から2社中の計7つの神楽団が参加し、熱演を披露しました。

漁業や商業の神様である恵比寿様が鯛を釣り上げる様子を舞った「恵比寿」、詔（みことのり）を受けた弓の名人の源頼政が従臣猪早太とともに、頭は猿、体は牛、手足は虎、尾は蛇という怪物鶴を退治する「頼政」など多種多様な9つの演目を披露し、観客から大きな拍手を受けました。

この大会は、石見地域に永年に亘り受け継がれてきた伝統芸能である「石見神楽」を「こども神楽」として幼少期から子供達が行き届く姿をより多くの市民に披露する機会の提供と地域文化の保全を目的として開催しており、今年度で4回目を迎えました。



「第4回大田市子ども神楽大会」に合わせて、同会場にて午前9時より石見銀山神楽連盟の主催で「子ども神楽体験教室」が開催されました。

「体験教室」では、1歳から小学6年生までの沢山の子供達が、神楽で使用する小道具作りや、大蛇の頭や胴、煌びやかな刺繍をした衣装に触れたり、身に着けるなどを体験、普段は経験できない体験に目を輝かせていました。

消費税法改正のお知らせ

平成27年4月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I 消費税率及び地方消費税率の引上げ等

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期が、平成29年4月1日とされました。

引上げ後の税率（10%）は、平成29年4月1日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物には、改正前の税率が適用されます。

区分	適用開始日	現 行	平成29年4月1日
消 費 税 率		6.3%	7.8%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	10.0%

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

税率引上げに伴う経過措置

10%への税率引上げ後においても改正前の税率（8%）が適用される主な取引は以下のとおりです。

主 な 経 過 措 置 の 内 容

<p>① 旅客運賃等</p> <p>平成29年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、平成29年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等</p> <p>平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成29年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成29年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、平成29年4月1日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成29年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	

<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成28年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を平成29年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成29年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成29年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成29年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成28年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成29年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成29年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、平成29年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成29年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を平成29年4月1日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が平成29年4月1日以後に行われるもの</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

Ⅱ 総額表示義務の特例措置の延長

消費者向けの価格表示については、消費税法において、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例（総額表示義務の特例）が消費税転嫁対策特別措置法により設けられています。

消費税率の引上げ時期の変更にあわせ、消費税転嫁対策特別措置法が改正されました。これにより、総額表示義務の特例の適用期限が、平成29年3月31日から平成30年9月30日まで延長されました。

《消費税の価格転嫁に関するお問い合わせについて》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】 平日9:00～17:00

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、所轄の税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

消費課税



軽減税率制度の創設

(1) 軽減税率制度の概要

消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、

- 平成29年4月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率制度を導入します。

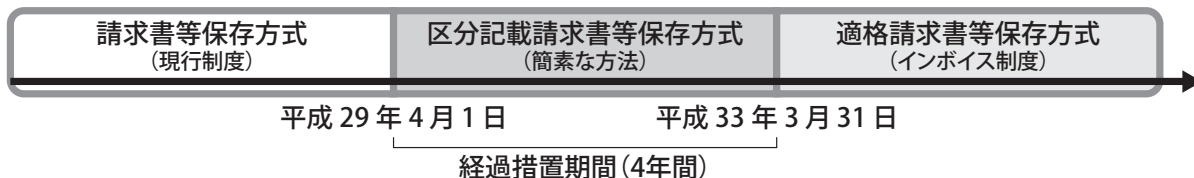
※輸入時に課される「酒類を除く飲食料品」の消費税についても軽減税率の対象となります。

- 軽減税率対象品目の税率は8%とします(標準税率は10%)。



複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、

- 平成33年4月より適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を導入します。
- 平成29年4月から4年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法(区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例)を導入します。



(2)税額計算の方法

①区分記載請求書等保存方式 平成29年4月から平成33年3月まで

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講じます。

■請求書等

●売り手が発行する請求書等の記載事項

現行の記載すべき事項に、

- ①軽減税率の対象品目である旨
 - ②税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)
- が追加されます。

※現行と同様、「請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

●買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

※免税事業者も、区分記載請求書を交付することができます。

※上記①及び②の記載がない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できるものとします。

※現行と同様、

・売り手には区分記載請求書の交付及び写しの保存義務はありません。

・帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。

・支払対価の額が3万円未満の場合や区分記載請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿のみの保存により仕入税額控除をすることができます。

「区分記載請求書」

(イメージ)

請求書		
<input type="radio"/> 御中	□月分 21,800円(税込)	
<input type="checkbox"/> 月1日	牛肉 2kg	5,400円
<input type="checkbox"/> 月8日	割りばし 4箱	5,500円
合計		21,800円
		(10%対象 11,000円)
		(8%対象 10,800円)
△△(株)		
「※」は軽減税率対象であることを示します。		

■納付税額の計算方法

- 現行と同様、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ(仕入れ)に係る消費税額を計算する「割戻し計算」を維持します。

■経過措置(売上税額の計算の特例、仕入税額の計算の特例)

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合^(注)を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができる特例を設けます。

(注)	対象者	割合
①	仕入れを管理できる卸売・小売事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます)	仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の事業者	通常の連続する10営業日の売上総額に占める軽減税率対象品目の売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な事業者(主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります)	50%

※中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下)は、軽減税率制度の導入から4年間(平成29年4月から33年3月までの期間)、この特例を選択することができます。

※中小事業者以外の事業者(基準期間における課税売上高が5千万円超)も、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)、同様の特例を選択することができます。

- 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合^(注)を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例を設けるほか、簡易課税制度の事後選択による適用等を可能とします。

(注) 売上げを管理できる卸売・小売事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます)…売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

※仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)選択することができます。

※簡易課税制度の事後選択による適用等の特例は、それぞれ次のとおりです。

・中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下)は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間)、簡易課税制度の事後選択をすることができます。

・中小事業者以外の事業者(基準期間における課税売上高が5千万円超)は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)、簡易課税制度に準じた方法による計算をすることができます。

② 適格請求書等保存方式 平成33年4月以降

「適格請求書」 (イメージ)

請求書			
〇〇御中	□月分	20,000円(税抜)	消費税 1,800円
□月1日	牛肉 2kg ※	5,400円	
□月8日	割りばし 4箱	5,500円	
合計	20,000円	消費税	1,800円
		(10%対象 10,000円 消費税 1,000円)	
		(8%対象 10,000円 消費税 800円)	
△△(株)	登録番号	xxx-xxx	
[*]は軽減税率対象であることを示します。			

請求書等

● 売り手が発行する請求書等の記載事項

区分記載請求書の記載すべき事項に、

① 登録番号

② 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

③ 税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)が追加されます。

- 平成33年4月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録^(注)を受けた課税事業者(売り手)は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます(適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書等を交付することができます)。

(注)適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付けます。

※小売業、飲食業、タクシー業等の不特定多数の者に対して販売等を行う一定の事業を行う場合については、取引の相手方の氏名等を省略するなど適格請求書の記載事項を簡易なものとする適格簡易請求書を交付することができます。

※偽りの適格請求書等の発行については罰則が設けられます。

- 買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることはできません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合^(注)を控除することができます)。

(注)平成33年4月から平成36年3月まで…仕入税額相当額の80%
平成36年4月から平成39年3月まで…仕入税額相当額の50%

※現行と同様、帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。

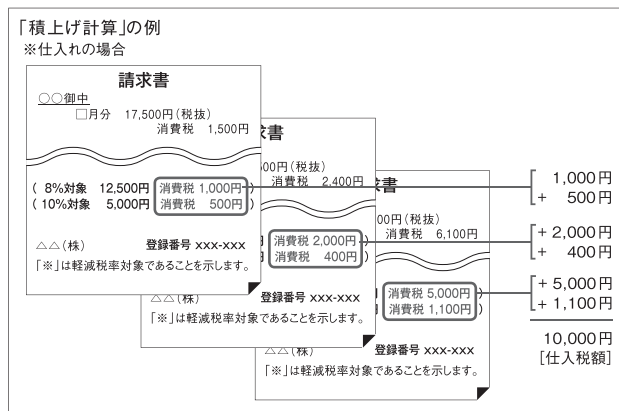
※適格請求書等の交付を受けることが困難な場合(自動販売機から購入する場合や中古品販売業者が消費者から仕入れる場合等で一定の場合)は、帳簿の保存により仕入税額控除をすることができます(適格請求書等の保存は不要です)。

※現行の支払対価の額が3万円未満の課税仕入れについて請求書等の保存を不要とする規定等は廃止されます(3万円未満の課税仕入れであっても、帳簿の保存により仕入税額控除が認められる場合を除き、適格請求書等の保存が必要となります)。

納付税額の計算方法

売上税額・仕入税額の計算は、適格請求書等に記載された消費税額を積み上げる「積上げ計算」と、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ(仕入れ)に係る消費税額を計算する「割戻し計算」のいずれかの方法によることができます。

※売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」によることとなります。



石見銀山世界遺産登録10周年記念事業

オペラ 石見銀山

企画/構成/台本 作詞・演出 吉田 知明
(オペラユニットLEGEND)

企画/構成/台本 作曲・指揮 中村 匡宏

—— 500年悠久の時をこえて ——

世界初!!の“石見神楽とオペラの協奏”が世界遺産 石見銀山に再び脚光を集める!



作曲家/中村 匡宏

大田市出身
柿迫 秀

主 演/オペラユニットLEGEND



共 演/大屋神楽社中

日 時 平成 29 年 7 月 2 日 日

会 場 大田市民会館 大ホール

主 催 / オペラ石見銀山実行員会

共 催 / 大田市、大田市教育委員会、大田市民会館

後 援 / 島根県、島根県教育委員会、大田商工会議所、(一社)大田市観光協会
銀の道商工会、大田市文化協会、大田市音楽協会 他

事務局：株式会社シグナル内 TEL(0854)82-0170



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
 中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
 創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
 「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
 いまも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
 ～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
 大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
 (設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/島根県出雲市塩冶善行町12-2(中村ビル3F) TEL 0853-21-4552

T&D
 T&D保険グループ

Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

Tタイプ

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型) ※災害死亡保障特則適用

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに



事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**



事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 不慮の事故によって、その事故の日から180日以内にお亡くなりになられた場合は災害死亡保険金を支払います。
- 災害死亡保険金の支払事由以外で死亡された場合、死亡した日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金、災害死亡保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 災害死亡保障特則を解約することはできません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成27年11月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社



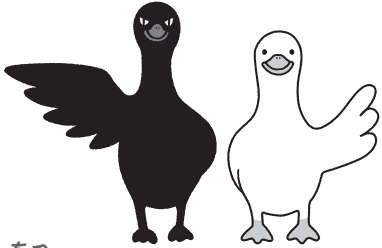
大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/鳥根県出雲市塩冶善行町12-2 (中村ビル3F) TEL 0853-21-4552

F-27-1013-S(平成27年11月10日)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年度(インシュアランス生命保険統計)



がんをきむ

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	5日未満の場合 一律5日分	2.5万円	終身
	5日以上の場合 1日につき	5,000円	
手術	重大手術 がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円	終身
	手術 入院中の手術 1回につき 外来による手術 1回につき	5万円 / 2.5万円	
放射線治療	入院しなくても 1回につき	5万円	終身
入院前後の 通院	入院前(60日)、退院後(120日)の間で30日 1日につき	3,000円	

NEW!! ダックの医療相談サポート

※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身
三大疾病保険料払込免除特約なし

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2015年6月22日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス! **NEW!!**

先進医療に備えたい

総合先進医療特約

三大疾病[※]で
所定の状態になった場合、
以後の保険料が不要に

三大疾病
保険料払込免除特約

※がん・急性心筋梗塞・脳卒中

●契約年齢●
0歳~
満85歳
まで



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

新生きるための
がん保険 Days

三大治療もしっかり保障!

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時金として	1回限り	がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	終身
	入院	1日目から 日数無制限	1日につき	
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき	5,000円	終身
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円	
放射線	60日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円	10年更新
抗がん剤	治療を受けた月ごと 入院しなくても 5万円 (給付倍率2倍) 更新後の保険期間を含め通算300万円まで	1回につき	2.5万円 (給付倍率1倍)	

▽上皮内新生物は保障の対象外

プレミアムサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

※(抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2015年6月現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に備えたい

がん先進医療特約[※]

がん再発のリスクに備えたい

診断給付金
複数回支払特約

●アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(総合先進医療特約)(三大疾病保険料払込免除特約)(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。●退職(退避)後は個別料率の保険料に変更となります。●商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラック島根支社
〒690-0003 松江市朝日町498-6 松江駅前第一生命ビルディング5F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
有限会社チェスト
〒694-0064 大田市大田町大田口993番地2
TEL 0120-021-316 FAX 0854-82-9297

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。 AF法推-2015-0026 6月12日

経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

法人会の情報漏えいガード

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 / 個人情報漏洩特約
危機管理コンサルティング費用特約 / 危機管理実行費用特約

2016年1月からマイナンバー制度の運用が開始。
マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、
事業者には高い注意義務が求められます。
また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、
情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。
貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

AIU損害保険株式会社
<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先
松江支店
〒690-0006 松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル3階
TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776
(受付時間: 午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

窓税と間口税

洋の東西を問わず、お金持ちの判断基準はその人の住まいだったようです。そのお金持ちに税金を課す、というのもまた同じです。

フランスには戸窓税がありました。1798年のフランス革命後に創設された税金で、戸、門、窓の数によって税金をかけたものです。第一次大戦まで100年以上も続き、一定の税収を確保し続けました。

一方、我が国でも、江戸時代に間口の広さで税を課していたところもありました。

しかし、そこは庶民の知恵、結局は間口が狭く、奥行きのある建物をつくることで節税を図っていました。

ここから、「うなぎの寝床」という言葉が生まれたともいわれていますが…。

編集後記

27年度の役員改選において広報委員会の委員長でありました齊藤寛氏が副会長に就任されました。引き続き広報委員会、担当副会長で頑張ってください。新しい委員長には荒尾寛氏をお願いをしました。

初めに27年度の会報の発行が遅れましたことお詫び申し上げます。28年度につきましては秋までに編集を行い、年内には発行できるよう努力をする気持ちでおりますのでよろしくお祈りをしますとともに、法人会会員の企業訪問、新商品紹介など、候補がありましたら事務局までお知らせください。

今回も和上豊子先生にお世話になり、石見銀山に関します物語を書いていただいています。皆さんに大変喜んでいただいています。会員でない方にも読んでいただきたいと思いますので、事務所のよく見える場所に「天領」を置いていただけたら幸いです。来年度もよろしくお祈りをいたします。

広報委員会一同

公益社団法人石見大田法人会
会報「天領」第59号

平成28年3月発行

発行所 公益社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 荒尾 寛

大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷

大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540